

犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービスの 実施にあたって【お願い】

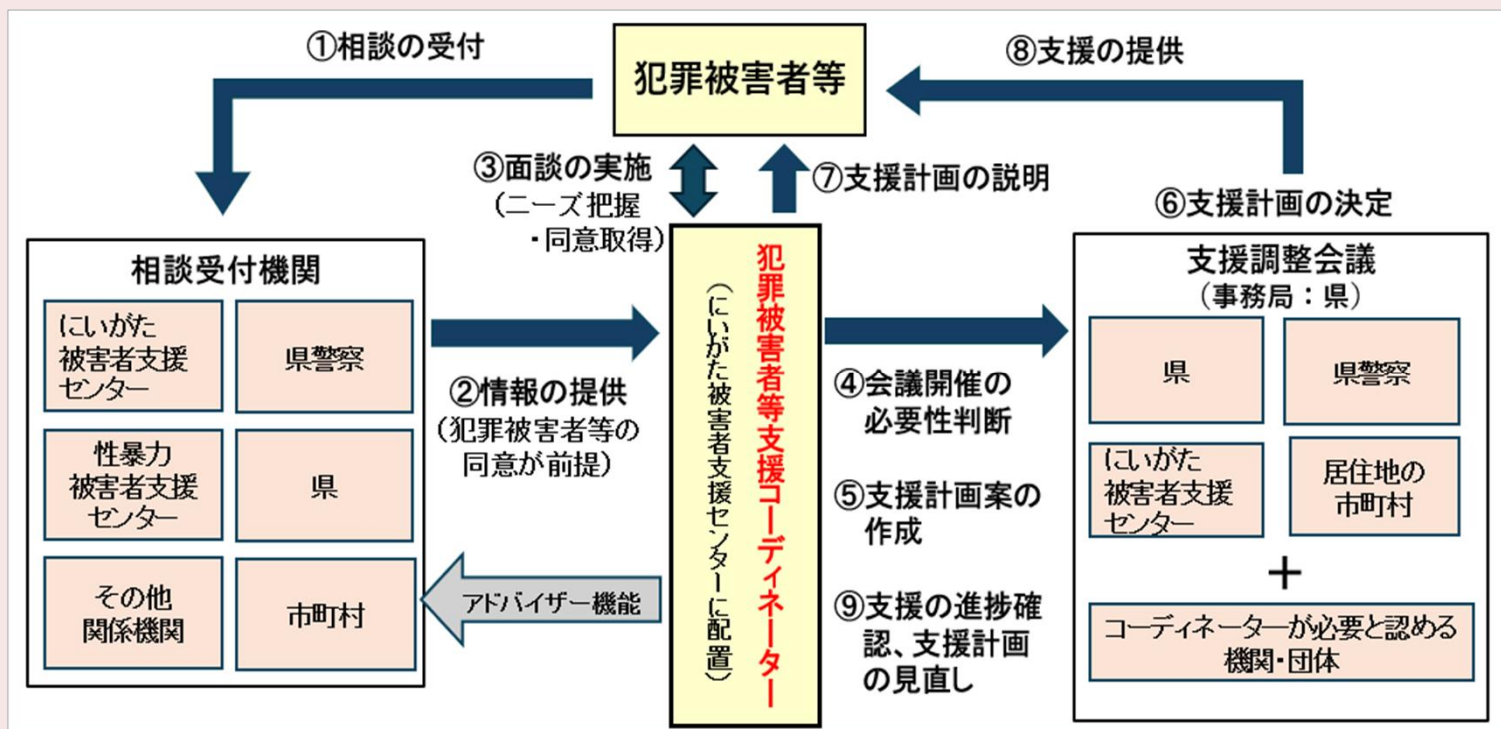
新潟県では、犯罪被害者等が複数の支援制度等を利用する際の負担を軽減し、支援に携わる機関が連携して必要な支援をワンストップで提供する「**多機関ワンストップサービス**」を令和8年4月1日より開始しました。

それに伴い、犯罪被害者等の抱えるニーズや課題を把握した上で支援全体の調整を行うとともに、市町村等からの犯罪被害者等支援の相談に対応する「**犯罪被害者等支援コーディネーター**」（以下「コーディネーター」という。）を（公社）にいがた被害者支援センター（以下「支援センター」という。）に配置しました。

関係機関におかれましては、以下の取組等に御協力いただきますようお願いいたします。

- ① 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスの支援を希望する場合の情報提供
- ② 支援計画の決定などを行う支援調整会議への出席
- ③ 犯罪被害者等への円滑な支援の提供

1 多機関ワンストップサービスの仕組み



2 支援対象者

- ◎ 犯罪被害に遭われた被害者やそのご家族、ご遺族であり、新潟県内に住所又は居所を有する方

※暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合、対象事件を誘発した者である場合及び対象事件による被害に関して責めに帰すべき行為がある場合は対象外。

3 関係機関にお願いすること

① 犯罪被害者等が、多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合は、コーディネーターに情報提供をお願いします。

- ・ 相談受付機関等（県警察等の関係機関・団体）は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取し、多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合は、個人情報提供の同意を得た上で、支援センターのコーディネーターに情報提供をお願いします。
（情報提供にあたっては所定の様式をお願いします）
- ・ 多機関ワンストップサービスによる支援が必要かどうか判断に迷う場合は、コーディネーターに御相談ください。

② 支援調整会議への出席など、支援計画に係る協議・調整に御協力ください。

- ・ コーディネーターが支援計画案を作成する際に、各支援機関に支援の内容を照会する場合がありますので、御協力をお願いします。
- ・ 支援調整会議への出席が必要な場合には、新潟県総務部県民生活課が出席の依頼等をさせていただきますので、御出席をお願いします。

③ 犯罪被害者等への円滑な支援提供に御協力ください。

- ・ 支援調整会議で決定した支援計画に基づき、各支援機関において円滑な支援提供をお願いします。
- ・ 支援提供の際は、プライバシーの保護や二次的被害の防止など、特段の配慮をお願いします。

4 個人情報の取扱いについて

- ・ 犯罪被害者等の個人情報は、「要配慮個人情報」に該当します。
- ・ 個人情報の取扱いについては、実施要綱で定めていますので、必ずご確認ください。
- ・ 電子メール等による情報提供については、パスワード付に限り可能とします。

連絡先・お問い合わせ先

【制度に関するお問い合わせ】

新潟県総務部県民生活課 消費とくらしの安全推進班
安全・安心なまちづくり担当
電話 025-280-5249
メール ngt010230@pref.niigata.lg.jp

【コーディネーターへの情報提供】

（公社）にいがた被害者支援センター
電話 025-281-2131（平日午前9時～午後5時）
※コーディネーターをお呼び出してください。
メール nvsc7870@able.ocn.ne.jp

